肉豚の販売先リスト(平成 年度)

販売先によって下記①~④のように添付する肉豚の販売を証する書類(以下「証拠書類」)が異なります。実施要綱第4の2の(5)のイの規定に基づく、機構による肉豚の販売の事実の確認に必要となりますので、主な販売先名等をご記入ください。

販売先名		と畜場名 (左記の販売先に出荷される肉豚のと畜場)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(参考)肉豚の販売を証する書類について

販売先		提出書類
1	と畜場への委託と畜後、枝肉を 持ち帰って販売する場合(枝肉 を加工して販売する場合を含む。)	次のいずれかの書類 〇 と畜場が発行すると畜証明書 〇 (公社)日本食肉格付協会(以下「日格協」)が 発行する格付明細書
2	食肉センターに出荷し、販売し た場合	次のいずれかの書類 〇 食肉センターが発行する販売証明書 〇 と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 〇 日格協が発行する格付明細書
3	系統委託販売の場合	〇 農協等が発行する販売証明書又は売却証明書
4	家畜商等に販売した場合	○ 家畜商等が発行する購入伝票に加え、次のいずれかの書類 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書 ○ 金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し等